解散公告

当社は、平成二十八年六月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

京都市左京区北白川地蔵谷町一番地九五

太田産業株式会社

代表清算人　太田　高義

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

大阪府阪南市黒田三八七番地の一

タケワ窓業株式会社

代表清算人　武輪喜美子

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

大阪府豊中市上新田三丁目一番九号

キンキ・エステート株式会社

代表清算人　江川　京子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

大阪府高石市東羽衣四丁目五番八号

センヨー株式会社

代表清算人　西村　幸朗

解散公告

当法人は、特定非営利活動促進法に関する法律第三十一条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

兵庫県淡路市岩屋一六五番地四

特定非営利活動法人ぶったぁ福祉会

代表清算人　中谷　勇一

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

兵庫県宍粟市山崎町山崎一〇〇番地の一

有限会社津村時計店

清算人　津村　謙治

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

広島市東区愛宕町二番六号

有限会社高田書店

清算人　高田　晃範

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

広島県広島市南区西霞町一二番二五号

エターナル・ライフ・ミニストリーズ有限会社

代表清算人　花里　駿二

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十八年六月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

山口県山口市阿東徳佐下九〇九番地一

大早輝産業株式会社

代表清算人　中野　省治

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

高知県四万十市具同五三五〇番地一

有限会社岡本建設

清算人　岡本　勉秀

解散公告

当社は、平成二十八年六月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

福岡県嘉麻市口春二三六番地の一

有限会社大一建設

清算人　井上　厚子

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

熊本県宇土市栗崎町六〇三番地三

有限会社スギモトエンジニアリング

代表清算人　杉元　周一

解散公告

当社は、平成二十八年六月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

熊本県八代郡氷川町宮原栄久八七番地一

有限会社福島金物店

清算人　福島　信一

解散公告

当社は、平成二十八年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

大分県豊後大野市三重町浅瀬三四四〇番地

有限会社三重石材センター

清算人　矢田三重子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年六月三十日解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

福岡県朝倉市上秋月一六二七番地

医療法人上野医院

清算人　上野　裕巳

配当公告

破産宣告時の住所大阪府大東市中垣内六丁目七番一六号、現住所奈良県生駒市小明町一一四四番地三ジースイーツ八一三

破産者　橋本　康夫

右の者に対する大阪地方裁判所平成十六年（フ）第七七六八号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一七七、四七九、二二四円

一、配当することのできる金額

金六、〇三〇、八〇五円

平成二十八年七月二十二日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階

破産管財人　伊藤　妙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道網走市字卯原内八四番地、最後の住所北海道網走市字卯原内八二番地

被相続人　亡　坂上　周

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十二日

事務所北海道網走市南六条西二丁目四―一

フロムワンビル一階弁護士法人オホーツク北斗

相続財産管理人　弁護士　川瀬　敏朗